

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員規則

令和3年4月1日 規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）の役員について必要な事項を定めるものとする。

(種別)

第2条 役員は、理事長、副理事長、理事及び監事とする。

(副理事長及び理事の任期)

第3条 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学定款第12条第2項に規定する副理事長及び理事の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とする。

2 副理事長及び理事の任期は、前項の規定にかかわらず、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日とする。

(責務)

第4条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(報酬)

第5条 役員に対する報酬は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員報酬規程及び公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員退職手当規程の定めるところによる。

(旅費等)

第6条 理事長は、業務上必要があるときは、役員に出張を命じることができる。

2 役員が、法人の業務のため旅行するときは、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員就業規則（令和3年規則第16号）第54条の規定に準じて旅費を支給し、又はその費用を弁償する。

(福利厚生)

第7条 役員は、法律の定めるところにより社会保険に加入する。

(営利事業の従事)

第8条 常勤の役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事する場合は、任命権者の承認を得なければならない。

(秘密の保持等)

第9条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 役員の職務に係る倫理については、職員の倫理に準じて取り扱うものとする。

(災害補償)

第10条 常勤の役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより、補償を行う。

2 地方公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けない役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、別に定める公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学非常勤役員等災害補償規程（令和3年規程第8号）により、補償を行う。

(退職)

第11条 役員は、任期の満了前に、役員を辞任しようとするときは、できる限り早い時期に、その任命権者に申し出るものとする。

2 役員は、辞任した後も、後任の役員が選任されるまでの間は、なおその職務を行うものとする。ただし、解任された場合及び欠格条項に該当することとなった場合は、この限りでない。

(副理事長又は理事の解任)

第12条 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項の規定により副理事長又は理事を解任するときは、当該副理事長又は理事に弁明の機会を付与しなければならない。

(雑則)

第13条 役員のうち、職員を兼務するものがあるときは、理事長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。